

訪問看護・予防訪問看護重要事項説明書

＜令和 6 年 6 月 1 日現在＞

1. 訪問看護事業所（法人）の概要

名称・法人種別	医療法人社団 敬仁会
代表者名	理事長 小松 智英
本社住所地・連絡先	（住所）長野県塩尻市宗賀 1295 番地 （電話）0263-54-0012 （FAX）0263-54-8040

2. 事業所の概要

(1) 事業所名称及び事業者番号

事業所名	医療法人社団 敬仁会 桔梗ヶ原病院訪問看護ステーション
所在地・連絡先	（住所）長野県塩尻市宗賀 1294-1 （電話）0263-51-6080 （FAX）0263-51-6082
介護保険事業者番号	2 0 6 1 5 9 0 1 0 1
管理者の氏名	増谷 直美

(2) 事業の職員体制

職種	資格	常勤	非常勤	備考
管理者	看護師	1 名		兼務（看護職員）
看護職員	看護師	3 名以上		専従
理学療法士	同左	1 名以上		病院と兼務
作業療法士	同左	1 名以上		病院と兼務
言語聴覚士	同左	1 名以上		病院と兼務
事務員		1 名		病院と兼務

(3) 事業所の実施地域

事業の実施地域	塩尻市
---------	-----

※上記地域以外でもご希望の方はご相談ください。

(4) 営業日

営業日	月曜日～金曜日
営業時間	8:30～17:30
休業日	土・日（祝日）お盆期間 12 月 30 日～1 月 3 日
緊急時 24 時間対応します ※別途同意が必要です	

3. サービス内容

(日常生活の看護)

- ◎全身状態の観察
- ◎栄養・食事摂取のケア
- ◎排泄のケア
- ◎清潔のケア
- ◎療養環境の整備
- ◎寝たきり・床ずれ予防
- ◎コミュニケーションの援助
(リハビリテーション)
- ◎日常生活動作の訓練・指導
- ◎関節拘縮の予防・訓練
- ◎機能訓練・指導
- ◎社会参加への相談

(介護相談)

- ◎日常の健康相談
- ◎不安やストレスの相談
- ◎介護者の休養に関する相談など
- ◎介護用品の相談
(医学的処置・管理)
- ◎チューブ類の管理
- ◎床ずれ・創傷の処置
- ◎医療機器・装置の方の看護
- ◎その他医師の指示による処置・管理など
(認知症の看護や精神・心理の看護)
- ◎生活リズムの調整方法
- ◎事故防止のアドバイス
- ◎内服薬の管理
(在宅ターミナルケア)

4. 利用料

(1)介護保険サービス利用料

別紙 「訪問看護・介護予防訪問看護料金表」 参照

(2) 介護保険以外の利用料

別紙 「訪問看護・介護予防訪問看護料金表 その他の利用料」 参照

※衛生材料費は実費をいただきます。

交通費

塩尻市にお住まいの方は無料です。

通常事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費については、「訪問看護・介護予防訪問看護料金表」 参照

(1) サービスの利用中止

- I.利用者は事業者に対して、サービスの利用の24時間前までに通知することにより、料金の負担をすることなくサービスを中止することが出来ます。
- II.利用者がサービス利用日の24時間前までに通知することなくサービスの利用中止を申し出た場合は、事業者は利用者に対して「4.利用料」に定める計算方法により、料金の全部又は一部を請求することが出来ます。この料金は「4.利用料」に定める他の料金の支払いと併せて請求します。

(2) 費用のお支払

月末締め、翌月10日以降にご請求をさせていただきます。当月の利用料およびその他の費用の支払いを口座振替及び現金により受けます。口座振替日は、毎月22日とし、当日が金融機関の休業日に当たるときは、翌営業日とします。現金の支払いは翌月末までに訪問時・窓口で受けます。

5. 虐待の防止

事業者は虐待の発生や再発を防止する為の措置を講じます。

責任者 増谷 直美

虐待防止委員会委員長 白鳥 里美

職員研修について オンデマンド研修 年2回程度

発生時は対応マニュアルに沿って対応します。

相談窓口 事業所管理者 または 担当看護師

6. 業務継続計画

事業所は業務継続計画の策定、見直しを行い必要な措置を講じます。

(1) 感染症に関わる業務継続計画

(2) 災害に関わる業務継続計画

事業所は上記計画に基づき、研修やシミュレーション訓練を年2回程度行います。

*災害の状況によっては、予定訪問が出来ない場合がありますのでご了承下さい。

7. 秘密保持

(1) 事業者及び事業者の使用する者は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由無く第三者に漏らしません。この守秘義務は契約終了後も同様です。

(2) 事業者は、予め利用者及び家族からの文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いません。

(3) 事業者は、予め利用者及び家族からの文書による同意を得ない限り、サービス担当者会議等において当該家族の個人情報を用いません。

8. 緊急時の対応

事業者は利用者に対するサービスの提供を行っているときに利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医又は歯科医師に連絡を取る等必要な処置を講じます。

9. 事故発生時の対応

事業者は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した旨の連絡を受けた場合、直ちに事実確認を行い市町村及び家族に連絡すると共に、事故発生の原因を究明しその再発防止に努めます。

10. 賠償責任

事業者は、利用者に対するサービス提供にともなって、事業者の責に帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、その損害を賠償します。

11. 事業者は、利用者からの相談、苦情等に対応する窓口を設置し、自ら提供した訪問看護に関する利用者の要望、苦情等に対応します。

(1) 事業所ご利用のお客様相談・苦情担当

直接来所、電話、FAX、文書等による苦情を承ります。

住所 〒399-6461 長野県塩尻市宗賀1294-1

桔梗ヶ原病院1階

電話 0263-51-6080 FAX 0263-51-6082

(受付時間：月曜日～金曜日 9：00から17：00)

担当者：増谷 直美（ますたに なおみ）

(2) その他

当事業所以外に、市町村の相談・苦情窓口、長野県国民健康保険団体連合会に苦情を伝えることが出来ます。

市町村相談・苦情窓口 市町村名 塩尻市福祉部介護保険課 電話0263-52-0280

松本市健康福祉部高齢福祉課 電話0263-34-3213

長野県国民健康保険団体連合会事務局 電話026-238-1550

12. その他

サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

- (1) 看護師等は年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いは致しかねます。
- (2) 看護師等は、介護保険法上、利用者の心身の機能の維持回復の為に療養上の世話や診療の補助を行うこととされており、同居家族に対する訪問看護サービスは禁止されています。
- (3) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

当事業所は重要事項説明書に基づいて訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項を説明しました。

令和 年 月 日

事業者

住所 長野県塩尻市宗賀 1294-1

法人名 医療法人社団 敬仁会 ㊞

事業者名 桔梗ヶ原病院訪問看護ステーション

事業者番号 2061590101

管理者名 増谷 直美 ㊞

説明者

㊞

わたしは重要事項説明書に基づいて訪問看護・介護予防訪問看護のサービス内容及び重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者

住所

氏名 ㊞

代理者

住所

氏名 ㊞